

平成24年度

新宿区社会福祉協議会

地域ささえあい活動助成金

～ 助成金申込の手引き ～

— 新宿社協は皆様の地域活動を支援します —



社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会

問合せ先 社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会 地域活動支援課

〒 169-0075

新宿区高田馬場1-17-20

TEL 5273-9191 / FAX 5273-3082

<http://www.shinjuku-shakyo.jp>

E-mail shinjuku-vc@shinjuku-shakyo.jp

1. 助成金制度の目的

この助成金制度は、地域共有の暮らしの課題を住民が主体となって解決をめざす取り組みや、ハンディキャップをもつ方々が地域で安心して暮らしていくために取り組まれる活動等を支援し、地域福祉の向上を図っていくことを目的としています。

このような主旨から、助成金の財源には毎年多くの区民等からお寄せいただいた赤い羽根共同募金と歳末・地域たすけあい募金を活用させていただいています。

2. 助成対象団体

対象となる団体は、新宿区社会福祉協議会（以下「新宿社協」という。）の会員で、事業を計画的に遂行できる、主として区内で区民を対象とした取り組みを行う、法人格を持たない任意団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人等となります。なお、広域団体についてはご相談ください。

また、営利、政治、思想及び宗教を目的とした団体は対象外となります。

3. 助成対象となる事業

助成を受けることで、事業効果が十分に発揮できるものを対象にします。営利目的は対象外です。詳しくは裏面をご覧ください。

4. 助成対象とならない経費

管理運営費、機関紙等定期刊行物、飲食、接待、寸志、心づけ、土産等の儀礼的・交際費的経費は対象となりません。ただし、地域行事や、サロンの運営費等例外もあります。

- 例) ● 打ち合わせや、宿泊の際の飲食費
● 研修旅行などでのバスガイドなどへの心づけ
● 通常の運営時に必要な人件費や消耗品費等

ただし ★ 地域での交流事業の際の不特定多数を対象とした食材費
★ 高齢者等を対象としたサロン活動の運営費
(個人宅でのサロンの場合のみ光熱水費・電話料金含む)
などは対象となります。

5. 申請の受付期間と決定の時期

第1期	平成24年	2月1日(水)～	2月29日(水)	→	3月末決定
第2期	平成24年	4月2日(月)～	5月31日(木)	→	6月末決定
第3期	平成24年	7月2日(月)～	8月31日(金)	→	9月末決定
第4期	平成24年	10月1日(月)～	11月30日(金)	→	12月末決定

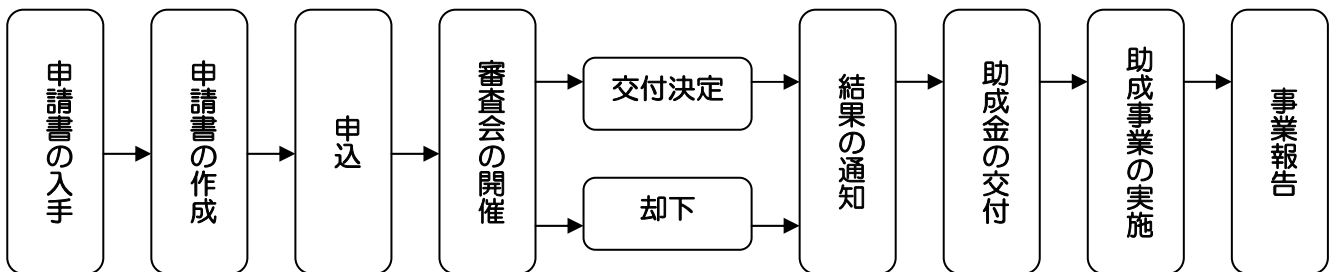
- ※ 土・日・祝日は除きます。
- ※ なお交付決定前、もしくは申請の受理以前の事業は対象となりません。
- 助成金の交付は審査会の終了後となります。

6. 申請に必要なもの

申請は団体での申請となります。個人ではできません。下記の資料を添付してください。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 定款・会則または設立趣意書 | ④ 前年度収支決算書および事業報告書 |
| ② 役員名簿又は会員名簿 | ⑤ 経費見積書類および説明資料 |
| ③ 本年度収支予算書および事業計画書 | ⑥ その他事業案内等参考資料 |

7. 手続きの流れ



※ 審査は外部委員を中心に行います。

8. 助成金であることの明示

助成金の財源は毎年多くの区民等からお寄せいただく赤い羽根共同募金と歳末・地域たすけあい募金を活用させていただいています。そのため、助成事業の実施に際してはその募金を原資とする新宿社協の助成金である旨を明示していただきます。

9. 注意事項など

- ★ 助成金の申請に偽り、その他不正の手段により交付を受け、又は申請内容と相違のある使用方法があった場合には、取消や返還などを求めることもあります。
- ★ 交付の場合でも助成金額が申請時より減額となることもあります。
- ★ 申請の際は電話連絡の上、申請書を新宿社協窓口までご持参ください。地区担当及び助成金担当と面談の上での申請となります。
- ★ 審査会結果及び助成金交付事業の実績については、原則として新宿社協事業報告書、ホームページ、募金協力団体向けチラシ等で公開されます。
- ★ この助成金は、歳末・地域たすけあい募金、赤い羽根共同募金を主な財源としておりますので、助成を受けた場合、共同募金会への事業明細書（事業報告）が必要となります。この報告項目は、共同募金会のホームページで公開されます。

助成対象事業

種別 番号	助成種別	具体的内容	助成割合	上限	備考
1	小規模作業所等福祉施設及び当事者団体による、利用者の自立助長・機能訓練・社会参加及び地域との交流を目的にした事業	研修合宿、体験学習、啓発活動、地域交流活動など	対象経費の1/2	200,000	状況に応じ対象経費の3/4 300,000 (要・ヒアリング)
2	団体による当事者を直接支援する事業	各種事業・普及啓発事業など	対象経費の1/2	200,000	
3	団体による地域福祉の視点が盛り込まれた事業	団体の学習、研修、啓発活動、交流活動など	対象経費の1/2	200,000	町会を除く
4	団体の周年行事等（地域福祉につながるもの）	10年単位で団体が実施する周年行事等	対象経費の1/2	500,000	町会を除く
5	サロン、グループホーム、福祉施設の備品整備等	物品購入・施設改修など	対象経費の3/4	500,000	
6	地域福祉活動団体の立ち上げ	印刷・消耗品・会場使用料など	対象経費の3/4	200,000	
7	ボランティア活動団体、ふれあい、いきいきサロンの継続活動支援	サロン定例活動など（3年間）	月2回以内（1年目）	40,000	逓減が困難な場合には要相談
			月3回以上（1年目）	60,000	
			2年目	それぞれ3/4	
			3年目	それぞれ1/2	
8	町会・自治会による支えあい・助け合い活性化の視点が盛り込まれた事業	見守り、サロン活動、お祭りなどの町会・自治会における支えあい・助けあい活動	対象経費の1/2	単独町会 100,000	前年度の募金総額の10%を上限とする
				複数町会 200,000	
9	地域コミュニティにおける先進的福祉活動の開発	地域コミュニティにおける先進的福祉活動の開発に関する調査・研究・試行的・実験的取組	対象経費の3/4	500,000	最長2年 助成予算 1,000,000 を上限

* 種別番号「1」以外は年1回の申請とする（種別番号「1」は上限まで複数回可能）

種別番号「8」の事業に伴わない物品等については第4期のみ申請可能。

種別番号「9」については第1期、第2期までの申請